

# 市 税 の し お り

令和元年度版

和歌山市財政局税務部

令和元年11月発行



# 目次

## 1. 市税の役割

(1) 令和元年度(平成31年度)当初一般会計予算	1
(2) 市税の使いみち	2

## 2. 市税のあらまし

(1) 市税の種類	3
(2) 市民税	
ア 個人の市民税	4
イ 法人の市民税	18
(3) 固定資産税	20
(4) 都市計画税	27
(5) 軽自動車税	30
(6) 市たばこ税	37
(7) 特別土地保有税	38
(8) 事業所税	39
(9) 入湯税	40
(10) 納税のご案内	41
(11) eLTAX(エルタックス:電子申告及び電子納税)	43

## 3. 国税・県税のあらまし

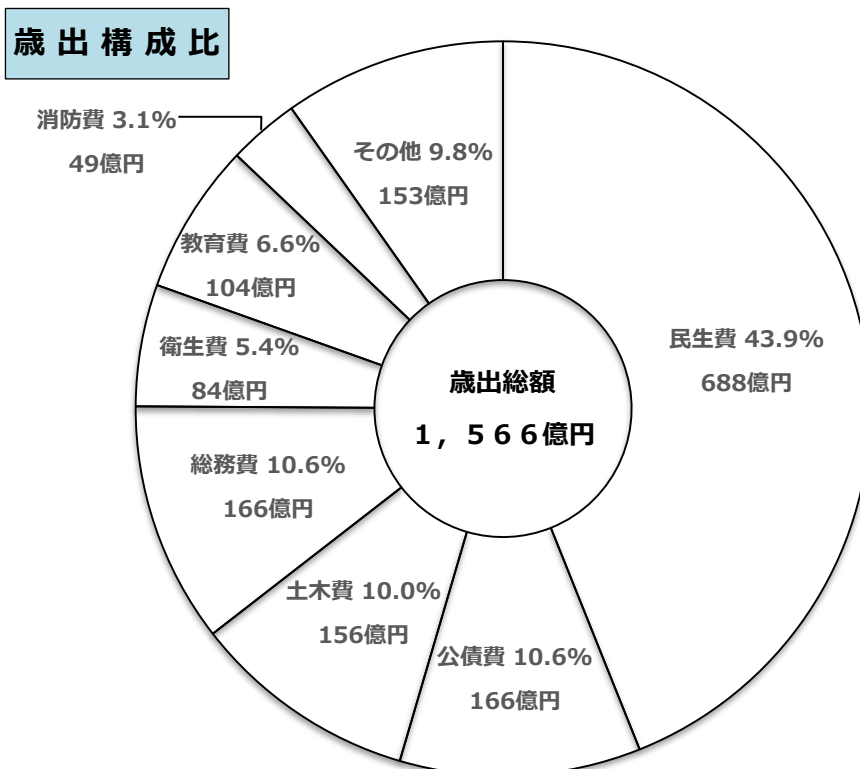
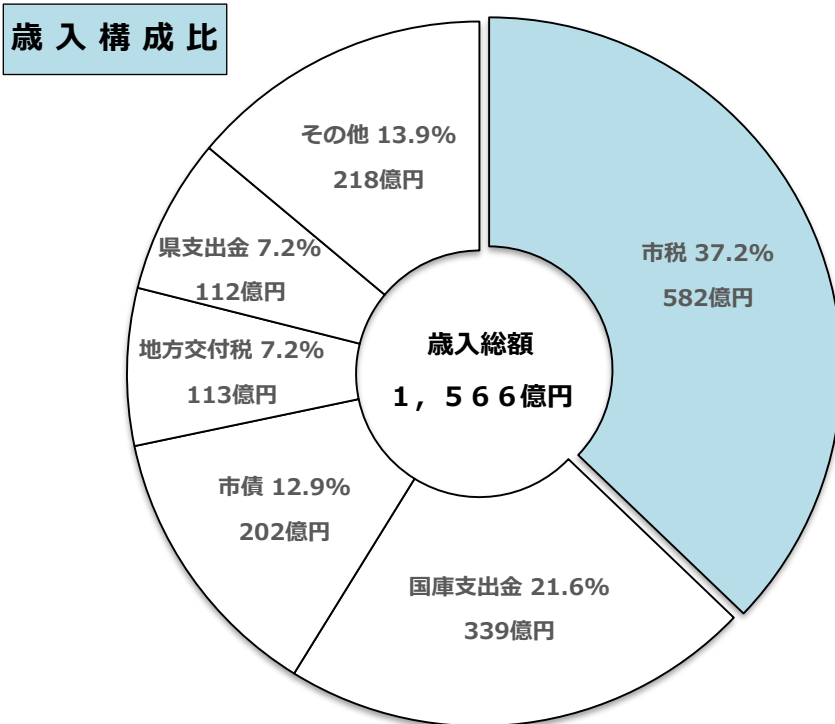
(1) 国税	44
(2) 県税	45



# 1. 市税の役割

## (1) 令和元年度(平成31年度)当初一般会計予算

和歌山市の令和元年度(平成31年度)の当初一般会計の予算額は約1,566億円となっています。このうち歳入では、市民の皆様にご納めいただく市税が約582億円で、歳入総額の約37%を占め、市政を進めていく上で最も重要な財源となっています。



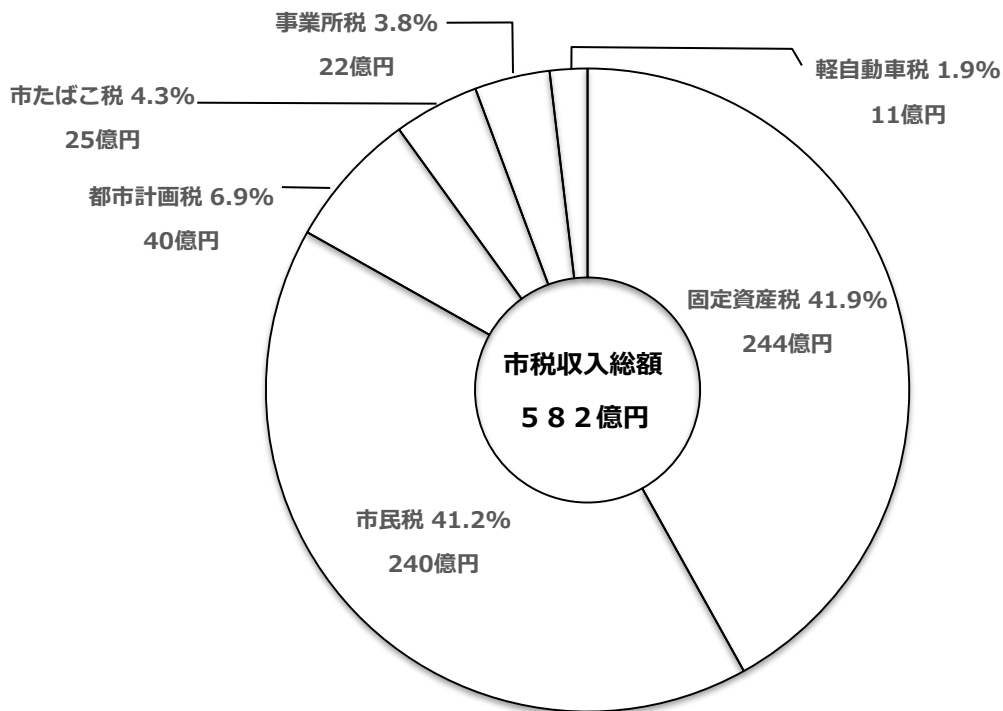
## (2) 市税の使いみち

和歌山市では、市民の皆様のご生活に関わりのあるさまざまな仕事を行っています。

これらの仕事をする上で、皆様にご納めていただく市税が最も大切な財源となっています。

令和元年度(平成31年度)当初予算における市税収入総額は、約582億円です。

その内訳は、下図のとおりですが、土地や家屋、償却資産など資産の価値に応じて負担していただく固定資産税と所得に応じて負担していただく市民税(個人・法人)の2税で、市税全体の約83%を占めています。



### 市税10,000円の使いみち

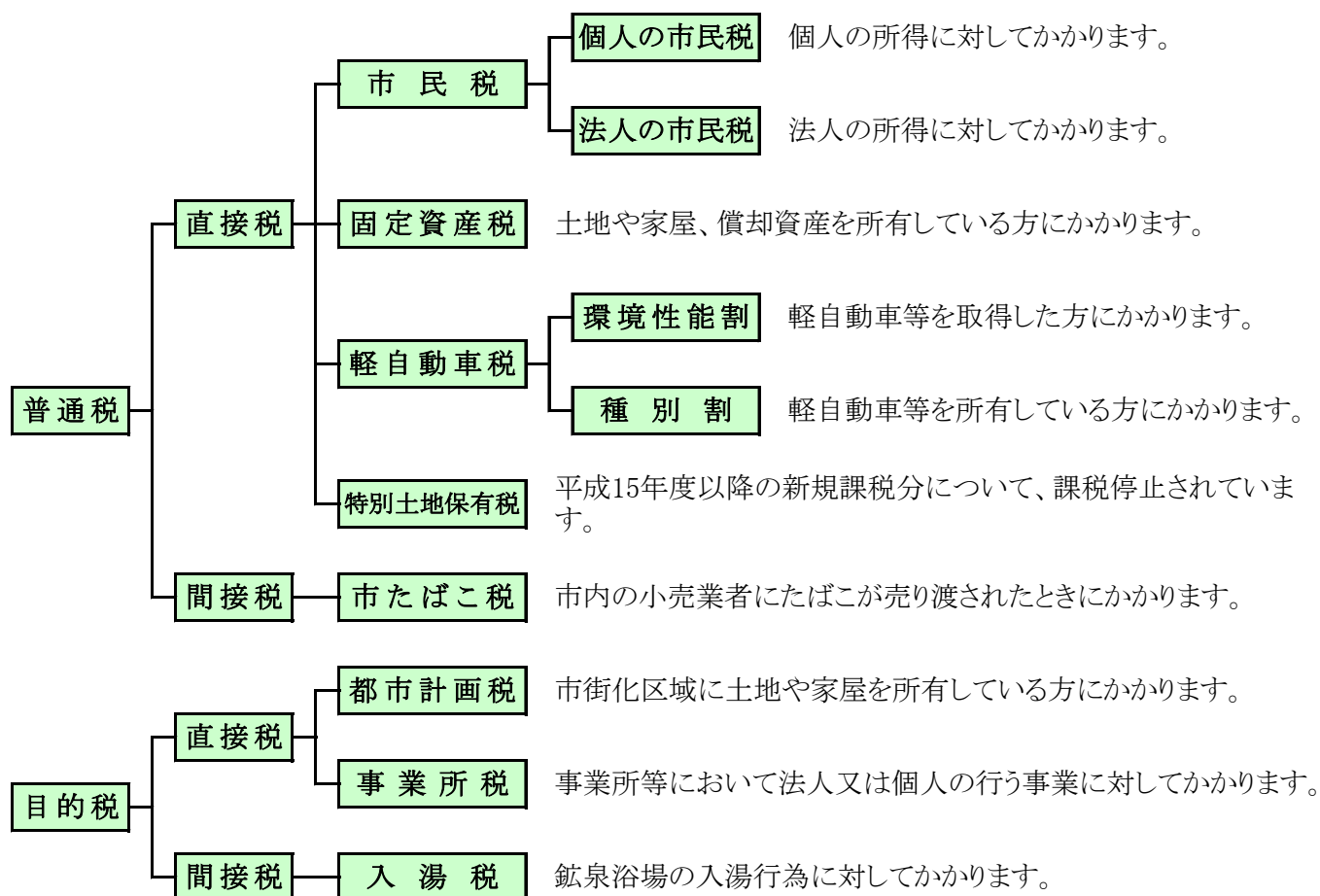
納めていただいた市税10,000円は、次のように使われています。

民生費	公債費	土木費	総務費	衛生費	教育費	消防費	その他
福祉などに使われる費用	道路・公園などの整備に充てるために借り入れた市債(借入金)を返済する費用	道路・公園などの整備や維持管理などに使われる費用	職員の給与などに使われる費用	ごみ処理や市民の健康づくりなどに使われる費用	教育活動のために使われる費用	消防及び救急活動のために使われる費用	
<b>4,394円</b>	<b>1,060円</b>	<b>996円</b>	<b>1,060円</b>	<b>536円</b>	<b>664円</b>	<b>313円</b>	<b>977円</b>
<b>市 税 10,000円</b>							

※金額は、各費目の令和元年度(平成31年度)当初予算額に占める割合で算出しています。

## 2. 市税のあらまし

### (1) 市税の種類



<b>普通税</b>	税金の使いみちが特定されておらず、一般的経費に充てることができる税金です。
<b>目的税</b>	税金の使いみちが特定されている税金です。例えば、都市計画税は都市計画事業や土地区画整理事業の費用に充てられます。
<b>直接税</b>	税金を納める人と負担する人が同一である税金です。
<b>間接税</b>	税金を納める人と負担する人が異なる税金です。

## (2) 市民税

### ア 個人の市民税

#### 1 市民税を納める人(納税義務者)

個人の市民税の納税義務者は、次のとおりです。

納 税 義 務 者	納めるべき税額	
	均 等 割	所 得 割
和歌山市内に住所がある人	○	○
和歌山市内に住所はないが、事務所、事業所又は家屋敷のある人	○	×

- 和歌山市内に住所があるか、あるいは事務所などがあるかは、その年の1月1日現在(賦課期日といいます。)の状況で判断されます。
- 家屋敷とは、自己又は家族の居住用に設けられた住宅をいい、現に居住しているかどうかは問いません。したがって、別荘・別宅等も含まれますが、他人に貸すことを目的に設けられたもの又は現に他人が住んでいるものは除きます。

#### 2 市民税のかからない人

均等割・所得割 ともにかからない人	○生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
	○障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の人 ※給与所得者の年収に換算しますと204万3,999円以下の人
所得割が かからない人	○前年中の合計所得金額が、次の算式で求めた金額以下の人 $31万5千円 \times (本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族数) + 18万9千円$ ※控除対象配偶者及び扶養親族のいずれも有しない場合は31万5千円
	○前年中の総所得金額等が、次の算式で求めた金額以下の人 $35万円 \times (本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族数) + 32万円$ ※控除対象配偶者及び扶養親族のいずれも有しない場合は35万円

- 所得とは、所得の種類に応じて、それぞれ前年1月1日から12月31日までの1年間の収入金額から、その収入を得るための必要経費(給与所得は給与所得控除額)を差し引いたものです。

#### 3 税額の計算方法

個人の市・県民税の税額は、均等割と所得割の合計です。

令和元年度(平成31年度)の市・県民税は、前年中(平成30年中)の所得金額を基礎として、計算したものです。

##### (1) 均等割額

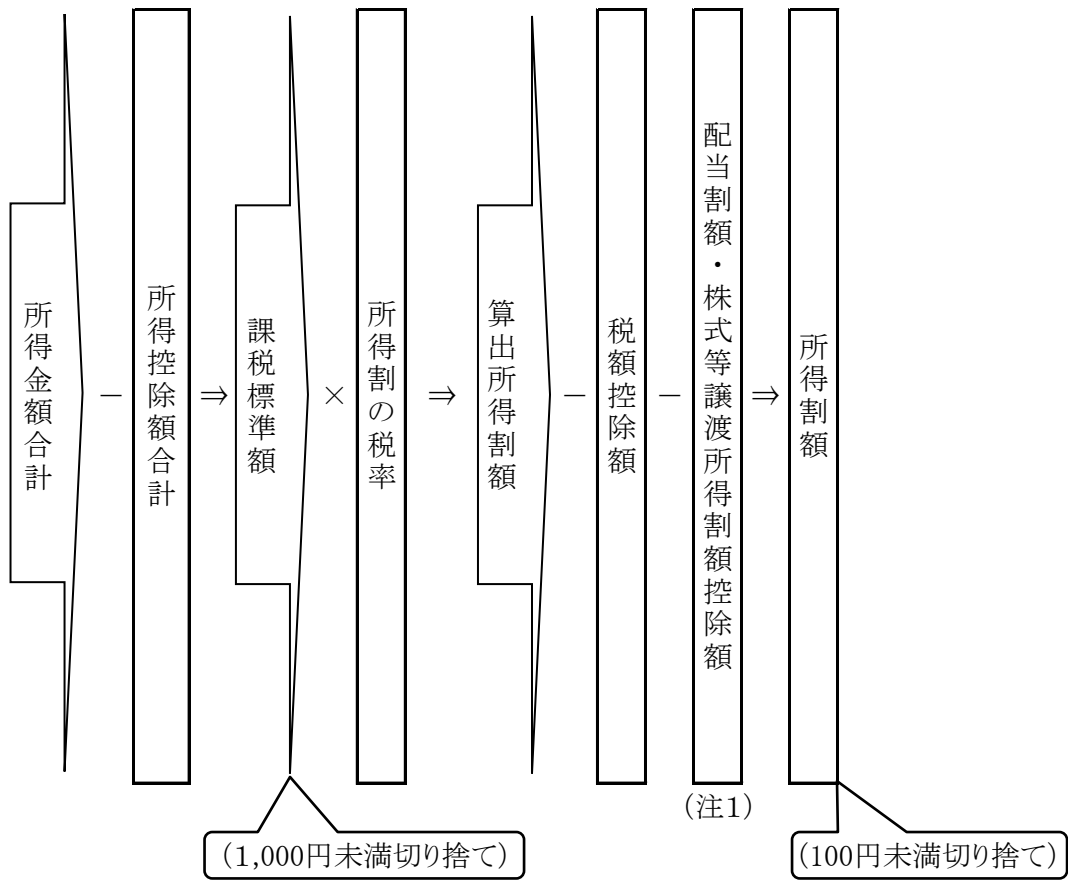
市民税	3,500円 (うち、復興特別税500円)
県民税	2,000円 (うち、復興特別税500円、紀の国森づくり税500円)

- ※ 復興特別税は、地方公共団体が実施する防災の施策に要する費用の財源を確保するための臨時措置として、平成26年度から10年間、市民税均等割額に500円、県民税均等割額に500円加算されます。
- ※ 紀の国森づくり税は、平成19年度から県民税均等割額に500円加算されています。



(2) 所得割額

所得割額は、前年中の所得金額を基礎として、次のような順序で計算します。



(注1) 源泉徴収された配当割額・株式等譲渡所得割額控除額 市民税3/5、県民税2/5

4 所得の種類と所得金額の計算方法

所得の種類		所得金額の計算方法
①利子所得	公社債や預貯金の利子など	利子所得の金額
②配当所得	株式や出資の配当金など	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子
③不動産所得	地代、家賃、権利金など	収入金額－必要経費
④事業所得	農業、漁業、製造業、小売業などの事業から生じる所得	収入金額－必要経費
⑤給与所得	給料、賃金、賞与など	収入金額－給与所得控除額又は特定支出控除額 (7ページ参照)
⑥退職所得	退職金	(収入金額－退職所得控除額) × 1/2 ※ただし、所得税法第30条第4項に規定する役員等で勤続年数が5年以下である者が支払いを受ける場合については、収入金額から退職所得控除額を控除した額

所得の種類		所得金額の計算方法
⑦山林所得	山林(立木)を伐採して譲渡したことなどによる所得	収入金額－必要経費－特別控除額（最高50万円）
⑧譲渡所得	土地などの財産を売った場合に生じる所得	収入金額－資産の取得価格などの必要経費－特別控除額（13ページ参照）
⑨一時所得	競馬の払戻金、生命保険の配当金、クイズの賞金など	収入金額－必要経費－特別控除額（最高50万円） ※一時所得は、所得金額を1/2にして税額を計算します。
⑩雑所得	公的年金等、原稿料など、他の所得にあてはまらない所得	次の①と②の合計額 ① 公的年金等の収入額－公的年金等控除額（7ページ参照） ② ①を除く雑所得の収入金額－必要経費

## 5 非課税所得

次のような場合は、課税されません。（非課税所得といいます。）

<所得税法の規定によるもの>

- ① 傷病者や遺族が受ける恩給や年金など
- ② 給与所得者の出張旅費、通勤手当
- ③ 生活用動産(時価30万円以内)の譲渡によって生じる所得
- ④ オープン型証券投資信託の特別分配金
- ⑤ 損害保険金、損害賠償金、慰謝料など
- ⑥ その他(障害者等の少額預貯金(元本350万円以下)の利子所得など)

<租税特別措置法の規定によるもの>

- ① 障害者等の少額公債(元本350万円以下)の利子
- ② 勤労者財産形成住宅(年金)貯蓄(元本550万円以下)の利子所得など
- ③ 国又は地方公共団体等に財産を寄付した場合の譲渡所得など
- ④ その他(納税準備預金の利子など)

<その他の法の規定によるもの>

- ① 健康保険・国民健康保険による高額療養費などの給付
- ② 厚生年金・国民年金による遺族年金・障害年金等の給付
- ③ 雇用保険の失業給付
- ④ 生活保護法・児童福祉法・身体障害者福祉法によって給付する金品
- ⑤ その他(児童扶養手当・児童手当など)

## 6 給与所得金額の計算

給与所得の金額は、収入金額に応じて次のように計算されます。

収入金額		給与所得金額	
～	650,999円	0円	
651,000円	～ 1,618,999円	収入金額	－ 650,000円
1,619,000円	～ 1,619,999円	969,000円	
1,620,000円	～ 1,621,999円	970,000円	
1,622,000円	～ 1,623,999円	972,000円	
1,624,000円	～ 1,627,999円	974,000円	
1,628,000円	～ 1,799,999円	収入金額÷4(千円未満切り捨て) =算出金額 A	A × 2.4
1,800,000円	～ 3,599,999円		A × 2.8 － 180,000円
3,600,000円	～ 6,599,999円		A × 3.2 － 540,000円
6,600,000円	～ 9,999,999円	収入金額 × 0.9	－ 1,200,000円
10,000,000円	～	収入金額	－ 2,200,000円

### < 特定支出控除の特例 >

特定支出控除は特定支出の合計が給与所得控除額の2分の1を超えた場合、その超過額が対象となります。

特定支出とは通勤費、転勤に伴う転居費、職務の遂行に必要な研修費や職務の遂行に直接必要な弁護士・公認会計士・税理士などの資格取得費、職務と関連のある図書の購入費、職場で着用する衣服費、通常必要な交通費(上限65万円)及び単身赴任をしている人の帰宅旅費等(給与の支払者から補填される部分があり、かつ、その補填される部分に所得税が課されないときは、その補填される部分を除く。)です。

### ○計算方法

$$\boxed{\text{給与収入金額}} - \boxed{\text{給与所得控除額}} - \boxed{(\text{特定支出の額の合計} - \text{給与所得控除額} \times 1/2)} = \text{給与所得金額}$$

## 7 公的年金等(雑)所得金額の計算

公的年金等(雑)所得の金額は、収入金額に応じて次のように計算されます。

65歳未満	昭和29年1月2日以前生まれ	収入金額		公的年金等(雑)所得金額	
		～	700,000円	0円	
		700,001円	～ 1,299,999円	収入金額	－ 700,000円
		1,300,000円	～ 4,099,999円	収入金額 × 0.75	－ 375,000円
		4,100,000円	～ 7,699,999円	収入金額 × 0.85	－ 785,000円
		7,700,000円	～	収入金額 × 0.95	－ 1,555,000円

65歳以上	昭和29年1月1日以前生まれ	収入金額		公的年金等(雑)所得金額	
		～	1,200,000円	0円	
		1,200,001円	～ 3,299,999円	収入金額	－ 1,200,000円
		3,300,000円	～ 4,099,999円	収入金額 × 0.75	－ 375,000円
		4,100,000円	～ 7,699,999円	収入金額 × 0.85	－ 785,000円
		7,700,000円	～	収入金額 × 0.95	－ 1,555,000円

## 8 所得控除

所得控除は、納税者の実情に応じた税負担を求めるために、配偶者や扶養親族の有無、病気・災害などによる臨時的な支出の有無などの個人的事情を考慮して、所得金額から差し引く金額です。

控除区分	控 除 の 内 容	控 除 の 額
雑損控除	前年中に災害(火災、風水害など)や盗難などにより生活用資産に損害を受けた場合	次の①と②のいずれか多い方の金額 ① (損失の金額－保険金等で補填される金額)－(総所得金額等の合計額×10%) ② 災害関連支出の金額－5万円
医療費控除	前年中に医療費を支払った場合	次の①と②のいずれか一方のみ適用 ① (支払った医療費－保険などで補填される金額)－(総所得金額等の合計額×5%の額と10万円のいずれか低い方の額) [控除限度額 200万円] ② セルフメディケーション税制の場合は、12,000円を超えて支払った額 [控除限度額88,000円]
社会保険料控除	前年中に社会保険料(国民年金保険料、公的年金の掛金、健康保険料など)を支払った場合	支払った金額
小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済制度等や心身障害者扶養共済制度により掛金を支払った場合	支払った金額
生命保険料控除	新契約(平成24年1月1日以後の締結分)の保険料を支払った場合	12,000円以下は支払保険料等の全額 12,000円超32,000円以下は支払金額の1/2+6,000円 32,000円超56,000円以下は支払金額の1/4+14,000円 56,000円超のときは28,000円
	旧契約(平成23年12月31日以前の締結分)の保険料を支払った場合	15,000円以下は支払保険料等の全額 15,000円超40,000円以下は支払金額の1/2+7,500円 40,000円超70,000円以下は支払金額の1/4+17,500円 70,000円超のときは35,000円
	※一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額 [限度額70,000円] ※一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額 [限度額28,000円]	
地震保険料控除	地震保険契約	50,000円以下は支払金額の1/2 50,000円超のときは25,000円
	旧長期損害保険契約(平成18年12月31日までの締結分で、保険期間が10年以上かつ満期返戻金のあるもの)	5,000円以下は支払保険料等の全額 5,000円超15,000円以下は支払金額の1/2+2,500円 15,000円超のときは10,000円
	※地震保険契約と旧長期損害保険契約の両方がある場合は、限度額は25,000円になります。	
障害者控除	本人、同一生計配偶者、扶養親族のうち障害者がある場合	障害者1人につき260,000円、特別障害者1人につき300,000円、同居特別障害者1人につき530,000円

控除区分	控 除 の 内 容	控 除 の 額
寡婦控除	① 夫と死別(生死不明含む。)し、再婚していない人で前年中の合計所得金額が500万円以下の場合 ② 夫と死別(生死不明含む。)又は離婚し、再婚していない人で扶養親族か生計を一にする子がいる場合	260,000円 (①又は②に該当し、合計所得金額が500万円以下で、扶養親族である子がいる場合は30万円)
寡夫控除	妻と死別(生死不明含む。)又は離婚し、再婚していない人で、前年中の合計所得金額が500万円以下であり、かつ生計を一にする子がいる場合	260,000円
勤労学生控除	前年中の合計所得金額が65万円以下で、かつ勤労によらない所得が10万円以下の勤労学生	260,000円
配偶者控除		
配偶者特別控除	下記別表参照	
扶養控除	生計を一にする親族(配偶者を除く。)で、前年中の合計所得金額が38万円以下の場合	一般扶養親族 (16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満) 330,000円 特定扶養親族 (19歳以上23歳未満) 450,000円 老人扶養親族 (70歳以上) 380,000円 同居する老親等 (70歳以上の父母等) 450,000円 ※事業専従者と重複しては受けられません。
基礎控除	納税義務者すべてに適用	330,000円

別表 配偶者控除・配偶者特別控除

生計を一にする配偶者(他の納税義務者の扶養親族、事業専従者を除く。)を有する納税義務者で、前年の合計所得金額が、1,000万円以下の者である場合には、その者の総所得金額等の合計額から次の表の区分に応じた金額を控除します。

納税義務者の合計所得金額が、1,000万円を超える場合は、配偶者の合計所得が38万円以下でも控除額は0となります。(同一生計配偶者)

		配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額		
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	控除対象配偶者がいる場合	0円 ~ 380,000円 (給与収入1,030,000円まで)	330,000円	220,000円	110,000円
	老人控除対象配偶者がいる場合		380,000円	260,000円	130,000円
配偶者特別控除	控除対象配偶者がいない場合	380,001円 ~ 900,000円	330,000円	220,000円	110,000円
		900,001円 ~ 950,000円	310,000円	210,000円	
		950,001円 ~ 1,000,000円	260,000円	180,000円	90,000円
		1,000,001円 ~ 1,050,000円	210,000円	140,000円	70,000円
		1,050,001円 ~ 1,100,000円	160,000円	110,000円	60,000円
		1,100,001円 ~ 1,150,000円	110,000円	80,000円	40,000円
		1,150,001円 ~ 1,200,000円	60,000円	40,000円	20,000円
		1,200,001円 ~ 1,230,000円	30,000円	20,000円	10,000円
	1,230,001円 ~	0円	0円	0円	

※ 夫婦間でお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

## 9 所得割の税率

課税所得金額	標準税率	
	市民税	県民税
一律	6%	4%

## 10 税額控除

### (1) 調整控除

税源移譲に伴い生じる所得税(国税)と個人住民税(市・県民税)の人的控除額の差に基因する負担増を調整するため、個人住民税(市・県民税)の所得割額から一定の額を控除します。

個人住民税の合計課税所得金額	調整控除額
200万円以下の方	次の①と②のいずれか少ない金額の5%(市民税3%、県民税2%) ①人的控除額の差の合計額 ②個人住民税の合計課税所得金額
200万円超の方	{人的控除額の差の合計額 - (個人住民税の合計課税所得金額 - 200万円)} × 5%(市民税3%、県民税2%) ただし、この額が2,500円未満の場合は、2,500円(市民税1,500円、県民税1,000円)となります。

※ 合計課税所得金額とは、所得控除後の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額です。

### ○人的控除額一覧(住民税・所得税)

人的控除名	本人の合計所得金額	人的控除額		控除額の差	
		住民税	所得税		
基礎控除	-	33万円	38万円	5万円	
障害者控除	普通	26万円	27万円	1万円	
	特別	30万円	40万円	10万円	
同居特別障害者	-	53万円	75万円	22万円	
寡婦控除	一般	26万円	27万円	1万円	
	特別	30万円	35万円	5万円	
寡夫控除	-	26万円	27万円	1万円	
勤労学生控除	-	26万円	27万円	1万円	
配偶者控除	一般	900万円以下	33万円	38万円	5万円
		900万円超 950万円以下	22万円	26万円	4万円
		950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円	2万円
	老人	900万円以下	38万円	48万円	10万円
		900万円超 950万円以下	26万円	32万円	6万円
		950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円	3万円
配偶者特別控除	38万円超 85万円以下	900万円以下	33万円	38万円	5万円
		900万円超 950万円以下	22万円	26万円	4万円
		950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円	2万円
	85万円超 90万円以下	900万円以下	33万円	36万円	3万円
		900万円超 950万円以下	22万円	24万円	2万円
		950万円超 1,000万円以下	11万円	12万円	1万円
扶養控除	一般	-	33万円	38万円	5万円
	特定	-	45万円	63万円	18万円
	老人	-	38万円	48万円	10万円
	同居老親等	-	45万円	58万円	13万円



(2) 配当控除

株式の配当などの配当所得がある場合は、算出された所得割額から、次の配当控除額が差し引かれます。

種類		課税総所得金額等	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
			市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等			1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

(3) 住宅借入金等特別税額控除

平成21年から令和3年までに入居し、所得税の住宅借入金等特別控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった金額がある場合は、次のいずれか少ない金額が市・県民税の所得割から控除されます。

○ 平成26年3月までの居住の場合

- ・所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった金額
- ・所得税の課税所得金額等の5% (限度額 97,500円)

○ 平成26年4月から令和3年12月までの居住の場合

- ・所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった金額
- ・所得税の課税所得金額等の7% (限度額 136,500円)

※ 住宅借入金等特別控除額の割合は、市民税3/5、県民税2/5

(4) 寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額が2,000円を超える場合には、その超える金額の市民税は6%、県民税は4%に相当する金額(基本控除:総所得金額等の合計額の30%を上限)

- ① 都道府県、市町村、特別区に対する寄附金
- ② 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- ③ 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
- ④ 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

※ ただし、①の寄附金が2,000円を超える場合は、その超える金額に、下記の表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の市民税は5分の3、県民税は5分の2に相当する金額をさらに加算した金額(特例控除:調整控除後の市・県民税所得割の20%に相当する金額を超えるときは、それぞれその20%に相当する金額を限度とする)

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円 ～ 1,950,000円	84.895/100
1,950,001円 ～ 3,300,000円	79.79/100
3,300,001円 ～ 6,950,000円	69.58/100
6,950,001円 ～ 9,000,000円	66.517/100
9,000,001円 ～ 18,000,000円	56.307/100
18,000,001円 ～ 40,000,000円	49.16/100
40,000,001円 ～	44.055/100
0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90/100
0円未満(課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

- また①の寄附金にふるさと納税ワンストップ特例制度を適用した場合には、寄附金特例控除額に対して下記の表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の市民税は5分の3、県民税は5分の2に相当する金額をさらに加算した金額

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した全額	割合
195万円以下の金額	5.105/84.895
195万円を超え330万円以下の金額	10.21/79.79
330万円を超え695万円以下の金額	20.42/69.58
695万円を超え900万円以下の金額	23.483/66.517
900万円を超える金額	33.693/56.307

**【ふるさと納税ワンストップ特例制度】**

確定申告、市・県民税申告の不要な給与所得者等が、ふるさと納税で、納税先自治体が5団体以内の場合に限り、ワンストップで寄附金税額控除を受けられる特例的な仕組み

なお、本特例の適用を受ける場合は所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われます。

(注) 個人住民税は所得税と違い所得割や均等割がかからない(扶養親族等の合計人数、障害者、未成年、寡婦(夫))人的非課税制度があります。給与所得者でワンストップ申告特例申請を行っても住民税が非課税のため結果的に軽減を受けられない場合があります。

また、ワンストップ特例制度の適用には、翌年の1月10日までに申告特例申請書を納税先の地方団体に提出する必要があります。

(5) 外国税額控除

外国で得た所得について、その国の所得税などを納めているときは、一定の方法により計算された金額が税額から差し引かれます。

(6) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

特定配当等の支払時又は株式譲渡所得等の支払時に特別徴収されている方が申告された場合は、所得割額から控除します。

※ 源泉徴収された配当割額・株式譲渡所得割額控除額(市民税3/5 県民税2/5)



## 11 課税の特例

### (1) 譲渡所得の特例

土地や建物などの資産を譲渡した場合の所得は、給与や事業所得等の他の所得と分離して税額計算を行うことになっています。

#### ① 長期譲渡所得の特例

長期譲渡所得とは、譲渡した年の1月1日において、所有期間が5年を超える土地・建物等を譲渡して得た所得をいい、次の計算方法により課税されます。

$$\text{長期譲渡所得の収入金額} - \text{必要経費} - \text{※特別控除額} = \text{課税長期譲渡所得金額}$$

ア 一般の長期譲渡所得の税額計算

$$\text{課税長期譲渡所得金額} \times \text{市民税3\%・県民税2\%}$$

イ 優良住宅地等の長期譲渡所得の税額計算

(ア) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下の部分

$$\text{課税長期譲渡所得金額} \times \text{市民税2.4\%・県民税1.6\%}$$

(イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える部分

$$\text{課税長期譲渡所得金額} \times \text{市民税3\%・県民税2\%}$$

○ 優良住宅地等とは、法律に基づいて宅地を造成する場合は、

○ 他の特例、特別控除適用の場合は、別の税率になります。

ウ 居住用財産の長期譲渡所得(軽課所得分)の税額計算

(ア) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下の部分

$$\text{課税長期譲渡所得金額} \times \text{市民税2.4\%・県民税1.6\%}$$

(イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える部分

$$\text{課税長期譲渡所得金額} \times \text{市民税3\%・県民税2\%}$$

○ 長期譲渡所得のうち、個人が自己の居住用財産である土地・家屋等で、その所有期間がその譲渡の年の1月1日において、10年を超えるものの譲渡をした場合には(その年の前年又は前々年においてすでに居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用を受けた場合を除く。)軽減されます。

#### ② 短期譲渡所得の特例

短期譲渡所得とは、譲渡した年の1月1日において、所有期間が5年以下の土地・建物等を譲渡して得た所得をいい、次の計算方法により課税されます。

$$\text{短期譲渡所得の収入金額} - \text{必要経費} - \text{※特別控除額} = \text{課税短期譲渡所得金額}$$

$$\rightarrow \text{課税短期譲渡所得金額} \times \text{市民税5.4\% (公的3\%)・県民税3.6\% (公的2\%)}$$

※ 特別控除額(主なもの)

譲 渡 の 内 容	特 別 控 除 額
収用対象事業のために、土地・建物等を譲渡した場合	5,000万円
自分の住んでいる家屋又はその家屋とともにその敷地を譲渡した場合	3,000万円
国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構等が行う土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合	2,000万円
地方公共団体等が行う特定宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合	1,500万円

(2) 株式等の譲渡所得等・上場株式等の配当所得・先物取引に係る雑所得等の特例

- ① 株式等の譲渡所得等の税額計算（一般株式等の譲渡及び上場株式等の譲渡ともに同様）

$$\text{株式等の課税譲渡所得等の金額} \times \text{市民税3\%・県民税2\%}$$

- ② 上場株式等の配当所得の税額計算

$$\text{上場株式等に係る課税配当所得の金額} \times \text{市民税3\%・県民税2\%}$$

上場株式等に係る配当所得について、申告分離課税が選択できます。申告分離課税を選択することで、配当控除は受けられなくなりますが、上場株式等に係る譲渡損失との損益通算が可能となります。

- ③ 先物取引に係る雑所得等の税額計算

$$\text{先物取引に係る課税雑所得等の金額} \times \text{市民税3\%・県民税2\%}$$

(3) 退職所得の特例

市・県民税の所得割は、前年中の所得に基づいて和歌山市が税額を計算しますが、退職所得については、退職手当などの支払者が、退職者に退職手当などを支払う際に、他の所得と分離して退職所得に対する税額を次のとおり計算し、支払額からその税金を天引きしてこれを和歌山市に納めます。

$$\frac{\text{退職金の額} - \text{退職所得控除額}}{2} \times \text{税率}$$

$$\text{退職金の額} - \text{退職所得控除額} \times \text{税率} \quad (\text{勤続年数5年以内の法人役員等})$$

※税率は市民税6%、県民税4%

<退職所得控除額>

勤続年数	退職所得控除額	
20年以下のとき	40万円×勤続年数	最低80万円
20年を超えるとき	80万円+70万円×(勤続年数-20年)	

障害者になったことが直接起因して退職した場合は、上記により計算した控除額に100万円を加算した金額となります。

これら特例の詳細なことは、市民税課にお問い合わせください。

## 12 申告

賦課期日(1月1日)現在で和歌山市に住所がある人は、原則として申告書を毎年3月15日までに提出しなければなりません。

所得がない方でも非課税証明の発行、児童扶養手当、保育園入園、公営住宅入居、国民健康保険料算定などに必要な場合がありますので、提出してください。

ただし、次のいずれかに該当する人は、申告の必要はありません。

<申告する必要のない人>

- (1) 前年中の所得金額が給与のみの人で、給与の支払者から給与支払報告書が提出されていて、給与所得の源泉徴収票に記載されている所得控除以外の控除(医療費控除など)を受ける必要のない人
- (2) 前年中の所得金額が公的年金のみの人で、公的年金の支払者から公的年金等支払報告書が提出されていて、公的年金等の源泉徴収票に記載されている所得控除以外の控除(医療費控除など)を受ける必要のない人
- (3) 所得税の確定申告をした人

## 13 納税の方法

市・県民税の納税方法には、普通徴収、給与特別徴収、年金特別徴収の3種類があります。

### (1) 普通徴収

市役所から6月中頃送付される納税通知書によって、4期(通常6月、8月、10月、12月)に分けて個人が納付する方法です。

### (2) 給与特別徴収

市役所からの通知に基づき、給与の支払者が6月から翌年5月まで12回に分けて毎月の給与から天引きして納付する方法です。

退職した場合等で、給与の支払を受けなくなったときは、次の場合を除き、残りの税額を普通徴収の方法で納めていただきます。

- ① 退職金等から一括して特別徴収されることになる場合
- ② 新しい会社に再就職し、その会社が引き続き特別徴収をすることを申し出た場合

### (3) 年金特別徴収

課税年度の初日(4月1日)現在65歳以上の人のうち、納税義務のある人の住民税(年金所得にかかる税額)を年金支払者が年金支払時に天引きして納付する方法です。また、納税通知書は市役所から6月中頃送付されます。

ただし、次のいずれかに該当する人は、対象になりません。

- ① 介護保険料が公的年金から特別徴収されていない人
- ② 住民税が特別徴収の対象となる公的年金から引ききれない人
- ③ 特別徴収の対象となる公的年金の年額が18万円未満の人

#### <徴収方法>

##### ○ 年金特別徴収1年目

- ① 年税額の2分の1相当額を1期(6月)と2期(8月)で、普通徴収により納付していただきます。
- ② 残りの税額は10月以降(10月・12月・2月)に3分の1相当額(年税額の6分の1相当額)ずつ年金支給額から特別徴収されます。

(例)年税額が12万円の場合

1期(6月)と2期(8月)は普通徴収により、それぞれ3万円ずつ納付していただき、残りの税額6万円を10月以降(10月、12月、2月)の年金支給額からそれぞれ2万円ずつ特別徴収となります。

##### ○ 年金特別徴収2年目以降

- ① 前年度の年金にかかる税額の2分の1相当額が、上半期(4月・6月・8月)の年金支給額から特別徴収されます。(これを「仮徴収」といいます。)
- ② 確定した当該年度の年税額より上半期に仮徴収した額を差し引いた額が、下半期(10月・12月・2月)の年金支給額から3分の1相当額ずつ特別徴収されます。(これを「特別徴収」といいます。) また、転出された場合は、一定の要件のもと特別徴収が中止となります。

## 14 市・県民税と所得税の違い

市・県民税と所得税は、主に次の点で異なります。

### (1) 前年所得課税と現年所得課税

市・県民税は前年の所得に対して課税されますが、所得税はその年の所得に課税されます。

### (2) 賦課課税と申告納税

市・県民税は、市・県民税の申告書、所得税の確定申告書、給与支払報告書などの各種資料に基づく賦課課税になりますが、所得税は、納税者が自分で税額を計算して納める申告納付になります。給与所得者(年間給与収入2,000万円以下の人)は、給与支払者が年末調整を行い、所得税額を計算し給与から天引きして納税します。

### (3) 均等割の有無

市・県民税には均等割がありますが、所得税にはありません。

### (4) 税率の違い

市・県民税と所得税は、税率が異なります。

市民税(所得割)	県民税(所得割)	所得税
6%	4%	5%、10%、20%、23%、33%、40%、45%の7段階

### (5) 所得控除の違い

市・県民税の所得控除は、8ページ及び9ページの表のとおりですが、所得税の所得控除とは異なるところがあります。

年の途中で転出しましたが？

**問** 私は、平成31年1月10日に和歌山市から海南市に転出しました。令和元年度(平成31年度)の市・県民税は、どちらの市に納めることになるのでしょうか。

**答** 市・県民税は、その年の1月1日(賦課期日)現在住んでいる市町村で課税されます。したがって、あなたの場合1月1日現在は和歌山市に住んでいたわけですから、令和元年度(平成31年度)の市・県民税は海南市ではなく、和歌山市に納めていただくことになります。もちろん、海南市からは納税通知書は届きません。

今年9月に退職したのに、令和元年度(平成31年度)の市・県民税の納税通知書がきたのは？

**問** 私は、令和元年9月末に会社を退職し、その後無職です。ところが、11月に令和元年度(平成31年度)の市・県民税の納税通知書が自宅に届きました。私は、退職するまで毎月の給料から市・県民税を差し引かれていましたので、これは何かの間違いではないのでしょうか。

**答** 給与所得者の場合は、市・県民税を6月から翌年の5月までの12回に分けて会社が毎月の給料から差し引いて納めることになっています。あなたの場合は、退職されたために10月分から翌年の5月分までの8か月分が給料から差し引けなくなりましたので、残額をご自分で納めていただくため、あらためて令和元年度(平成31年度)の市・県民税の納税通知書をお送りしたものです。

なお、退職したために差し引けなくなった残りの税額は、次のような場合のほかは、ご自分で納税通知書により納めていただくことになります。

- ① 新しい会社に再就職し、引き続き特別徴収されることを申し出た場合
- ② 6月1日から12月31日までの間に退職した人で、残税額を支給される給与又は退職金などからまとめて特別徴収されることを申し出た場合
- ③ 翌年1月1日から4月30日までの間に退職した人で、支給される給与又は退職金などが残税額を超え①に該当しない人の場合(この場合は、本人の申出がなくても給与又は退職金などから徴収されます。)

## イ 法人の市民税

法人の市民税は、市内に事務所や事業所などがある法人や、人格のない社団等にかかる税で、資本金等の額及び市内の従業者数に応じて負担する均等割と、法人税額等に応じて負担する法人税割があります。

### 1 法人市民税の納税義務者

納 税 義 務 者	納めるべき税額	
	均等割	法人税割
和歌山市内に事務所等を有する法人	○	○
和歌山市内に寮等を有する法人で、事務所や事業所を有しないもの	○	×
和歌山市内に事務所等を有する公益法人等で収益事業を行わないもの	○	×

### 2 税額の計算

$$\text{法人税割額} = \text{課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額} \times \text{税率}$$

税率は原則として8.4%ですが、中小法人等に対しては6.0%の適用となります。

法人の区分	税率	
	令和元年9月30日以前に開始する事業年度	令和元年10月1日以降に開始する事業年度
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額(分割するものにあつては分割前)が年500万円以下で、次のいずれかのもの ① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下のもの ② 資本金の額又は出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社を除く。) ③ 法人でない社団等	9.7%	6.0%
上記以外の法人等	12.1%	8.4%

事務所等が他の市町村にもある場合の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額は、次の式により算定された額となります。

$$\text{課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額} \times \left( \frac{\text{和歌山市内の従業者数}}{\text{全従業者数}} \right)$$

$$\text{均等割額} = \text{税率(年額)} \times \text{事務所等又は寮等を有した月数} \div 12$$

法人市民税の均等割の税率は、次の表のとおり資本金等の額と従業者数に応じて求めます。

資本金等の額	和歌山市内に有する事務所等又は寮等の従業者数	税率(年額)
50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,000,000円
	50人以下のもの	410,000円
10億円を超え50億円以下の法人	50人を超えるもの	1,750,000円
	50人以下のもの	410,000円

資本金等の額	和歌山市内に有する事務所等 又は寮等の従業者数	税率(年額)
1億円を超え10億円以下の法人	50人を超えるもの	400,000円
	50人以下のもの	160,000円
1千万円を超え1億円以下の法人	50人を超えるもの	150,000円
	50人以下のもの	130,000円
1千万円以下の法人	50人を超えるもの	120,000円
	50人以下のもの	50,000円
上記以外の法人等		50,000円

※「資本金等の額」及び「従業者数」は算定期間の末日で判定します。

※ 事務所等又は寮等を有していた月数は、1か月に満たない場合は1か月とし、1か月以上で端数が出た場合は、端数は切り捨てます。

※ 平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、従前の税率区分の基準であった資本金等の額に無償増減資等の金額を加減算する措置を講じた資本金等の額と、資本金に資本準備金を加えた額又は出資金の額とを比べ、上回った方を均等割の税率区分の基準とします。

### 3 申告と納付の方法

法人市民税の納税義務者は定められた期限までに、課税標準額及び税額を申告し、その申告した税金を納めなければなりません。(これを申告納付といいます。)

申告の種類	納める税額	申告と納税の期限
中間申告(事業年度が6か月を超え、法人税の中間納付額が10万円を超える法人) <small>予定申告 仮決算に基づく中間申告</small>	前事業年度の法人税割額×6/ 前事業年度の月数+均等割額 法人税額×税率+均等割額	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内
確定申告	(法人税額×税率+均等割額)－中間納付額	事業年度終了の日の翌日から2か月以内 (提出期限の延長を受けている場合は、その期限内)
解散法人の申告 (平成22年9月30日までに解散した法人) <small>清算中の事業年度が終了した場合の申告 残余財産を一部分配した場合の申告 残余財産が確定した場合の申告</small>	法人税額×税率+均等割額	事業年度終了の日の翌日から2か月以内
	法人税額×税率	分配の日の前日
	法人税額×税率+均等割額	残余財産確定の日の翌日から1か月以内
公共法人・公益法人等で法人税の課税をされないもの	均等割額	4月30日

### 4 法人等の設立・事務所等の設置に伴う届出

市内に法人等を設立し、又は事務所や事業所を設置し、法人市民税の納税義務者となった場合は、2か月以内に、法人名・所在地・代表者名・設立年月日・事業年度などの必要事項を届け出ます。また、届出内容に変更が生じたときは、変更届出書をすみやかに提出します。



### (3) 固定資産税

固定資産税は、土地・家屋・償却資産(固定資産といいます。)を所有している人が、その価格に応じて負担していただく税です。

#### 1 固定資産税を納める人(納税義務者)

毎年1月1日(賦課期日といいます。)現在で、市内に固定資産を所有している次の人をいいます。

土地	登記簿又は土地課税台帳(補充課税台帳)に所有者として登記又は登録されている人
家屋	登記簿又は家屋課税台帳(補充課税台帳)に所有者として登記又は登録されている人
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

※売買などで実際の所有者が変更していても、登記簿などの名義変更手続が1月1日現在において完了していない場合は、旧所有者が納税義務者となります。

※所有者として登記又は登録されている人が、賦課期日前に死亡されている場合などには、賦課期日現在でその土地・家屋を現に所有している人が納税義務者となります。

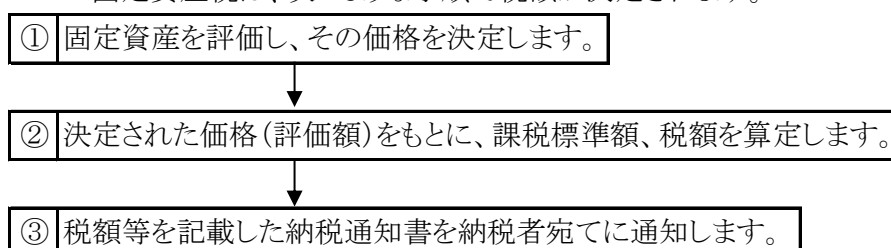
#### 2 固定資産の種類

土地	田、畑、宅地、山林、雑種地等
家屋	居宅、店舗、工場、倉庫、事務所等
償却資産	構築物、機械及び装置、工具・器具・備品等の事業用資産

#### 3 固定資産の価格

##### (1) 税額算定のあらまし

固定資産税は、次のような手順で税額が決定されます。



##### (2) 固定資産の評価と価格の決定等

固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、市長がその価格を決定し、この価格をもとに課税標準額を算定します。このようにして決定された価格や課税標準額は固定資産課税台帳に登録されます。

価格の据置 措置	土地と家屋については、原則として、基準年度(3年ごと)に評価替えを行い、賦課期日(1月1日)現在の価格を固定資産課税台帳に登録し、第2年度及び第3年度は新たな評価を行わないで基準年度の価格をそのまま据え置きます。ただし、第2年度又は第3年度において、次のような土地又は家屋については、この限りではありません。 ① 新たな固定資産税の課税対象となった土地又は家屋
-------------	---



	<p>② 土地の地目の変換、家屋の増改築などによって基準年度の価格によることが適当でない土地又は家屋</p> <p>③ 地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でない土地 (令和元年度(平成31年度)及び令和2年度に限る。)</p>
償却資産の申告制度	償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の償却資産の状況を1月31日までに申告していただき、これに基づき、毎年評価しその価格を決定します。
土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	固定資産課税台帳に登録されている価格等の事項は、固定資産税の課税の基礎となるため、通常4月1日から最初の納期限の日までの間、固定資産課税台帳をもとに作成される土地価格等縦覧帳簿(所在、地番、地目、地積、価格が記載されています。)、家屋価格等縦覧帳簿(所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格が記載されています。)により、土地又は家屋の納税者の方に市内のすべての土地又は家屋の価格をご覧いただいております。
固定資産審査申出	<p>固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に、台帳登録の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3か月までの間に審査の申し出をすることができます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>固定資産評価審査委員会</p> <p>市民、市税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者の中から、市議会の同意を得て市長が選任した9人の委員で組織され、固定資産課税台帳に登録された価格についての不服の申出を審査します。</p> <p>固定資産評価審査委員会事務局      TEL435-1148</p> </div>

(3) 課税標準額及び税額の算定

課税標準額	原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。しかし、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や土地について負担調整措置が適用される場合などには、その課税標準額は価格よりも低く算定されます。						
免税点	<p>同一名義人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの合計課税標準額が、次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>土地</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>家屋</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>償却資産</td> <td>150万円</td> </tr> </table>	土地	30万円	家屋	20万円	償却資産	150万円
土地	30万円						
家屋	20万円						
償却資産	150万円						
税率	<p>固定資産税の税率は、市の条例で定めることとされています。</p> <p>市が税率を定める場合、通常 1.4/100 (標準税率)です。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>和歌山市の税率 1.4/100</p> </div>						

(4) 納税通知と納税

納税のしくみ	<p>固定資産税は、納税通知書によって市から納税者に対し、税額が通知され、市の条例で定められた納期(年4回)に分けて納税することとなります。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">市</div> <div style="text-align: center;"> <p>① 納税通知書 →</p> <p>← ② 納税</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">納税者</div> </div>
--------	--

納税通知書	納税通知書には、課税標準額、税率、税額、納期、各納期の納付額、納付場所のほか、納期限までに税金を納付しなかった場合の措置や納税通知書の内容に不服がある場合の申立ての方法等が記載されています。
課税明細書 (土地・家屋)	納税通知書には、課税された個々の固定資産の内容がわかるように、次のような内容が記載された課税明細書を添付していますので、ご覧ください。 土地……所在地、地目、地積、評価額、課税標準額、税額など 家屋……所在地、家屋番号、種類、床面積、構造、建築年次、評価額、課税標準額、税額など

#### 4 課税の仕組み

##### (1) 土地に対する課税

###### ① 評価のしくみ

土地の評価は、固定資産評価基準に基づき、売買実例価格から求める正常売買価格を基礎として、適正な時価を評定する方法によって決定します。

例えば、宅地の場合は、通常次の計算式で求めます。

$$\boxed{\text{評価額}} = \boxed{\text{路線価}} \times \boxed{\text{補正率}} \times \boxed{\text{地積}}$$

###### ア 地目

固定資産税の評価上の地目は、登記簿上の地目にかかわらず、その年の1月1日現在の現況によります。ただし、農地法の規定により、宅地等への転用に係る許可等を受けた農地等は除きます。

###### イ 地積

原則として、登記簿に登録されている地積によります。

###### ウ 価格(評価額)

状況が類似する地区の標準的な土地を選定し、売買実例等に基づいた適正な時価を基礎とし、それぞれの土地の状況により必要な補正を行って価格(評価額)を求めます。なお、宅地の価格は、公示価格や不動産鑑定士による鑑定価格の7割程度を目途にしています。

###### ② 住宅用地に対する課税標準の特例

住宅用地については、特に税負担を軽減するために課税標準の特例措置が設けられています。

###### ア 住宅用地の範囲

軽減措置の対象となる「住宅用地」の面積は、家屋の敷地面積に次表の住宅用地の率を乗じて求めます。ただし、その面積は、家屋の床面積の10倍までが限度です。

	家屋	居住部分の割合	住宅用地の率
イ	専用住宅	全部	1.0
ロ	ハ以外の併用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
		2分の1以上	1.0
ハ	地上5階以上の耐火建築物である併用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
		2分の1以上4分の3未満	0.75
		4分の3以上	1.0

※専用住宅……もっぱら人の居住の用に使われている家屋

※併用住宅……店舗・事務所などと居住部分が併設されている家屋

#### イ 小規模住宅用地

200㎡以下の住宅用地(200㎡を超える場合は、住宅一戸あたり200㎡までの部分)が小規模住宅用地となります。

課税標準額については、価格の6分の1の額とする特例措置があります。

$$\text{課税標準額} = \text{価格} \times 1/6$$

#### ウ 一般住宅用地

小規模住宅用地(200㎡)を超える部分の住宅用地(ただし、家屋の床面積の10倍の面積まで)をいいます。

課税標準額については、価格の3分の1の額とする特例措置があります。

$$\text{課税標準額} = \text{価格} \times 1/3$$

例えば、300㎡の土地に一戸建住宅が建っている場合、200㎡が小規模住宅用地で、残り100㎡が一般住宅用地となります。

#### 住宅用地の申告

住宅用地の設定などを行うため次のような場合には、申告をしていただくことになっています。

- 住宅を新築・増築した場合
- 住宅を取り壊した場合
- 家屋の用途を変更した場合

### ③ 土地の税負担の調整措置

#### ア 宅地

平成30年度の評価替えの状況をみますと、ある程度、負担水準の均衡化が進展しつつあるものの、依然として地域や土地によってばらつきが残っている状況にあることから、平成30年度から令和2年度までの税負担については、引き続き負担水準の均衡化を促進する措置を講じることとしています。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{今年度の評価額}(\times \text{住宅用地特例率}(1/6 \text{ 又は } 1/3))}$$

※小規模住宅用地、一般住宅用地については、新評価額に住宅用地特例率(1/6又は1/3)を乗じます。

#### (ア) 税負担が下がる場合

- 商業地等の宅地

負担水準が0.7を超える土地については、負担水準を0.7とした場合の課税標準額まで引き下げます。

- 住宅用地

負担水準が1.0を超える土地については、負担水準を1.0とした場合の課税標準額まで引き下げます。

#### (イ) 税負担が据え置きになる場合

- 商業地等の宅地

負担水準が0.6以上0.7以下の土地については、前年度の課税標準額に据え置きます。

#### (ウ) 税負担が上昇する場合

(ア)及び(イ)以外の宅地については、平成30年度から令和2年度までの固定資産税の課税標準額は、前年度の課税標準額に本来の課税標準額の5%を加えた額となります。

## イ 農地

### (ア)一般農地

次のような負担水準の区分に応じて負担調整率が定められており、なだらかに課税標準額が上昇します。

負担水準	負担調整率
0.9～	1.025
0.8～0.9	1.05
0.7～0.8	1.075
～0.7	1.10

### (イ)市街化区域農地

一般市街化区域農地は、一般農地と評価の方法は異なりますが、課税については、原則として、評価額に3分の1を乗じた額が課税標準額となり、税負担の調整措置については(ア)と同様となります。

## 土地に対する固定資産税額の計算例

次のような居住用建物のある土地について、令和元年度(平成31年度)の固定資産税はいくらになりますか。

・土地の面積	120m <sup>2</sup>
・平成30年度の課税標準額	3,800,000円
・令和元年度(平成31年度)の評価額	32,000,000円
・税率	1.4%

① 平成30年度の固定資産税額  $3,800,000円 \times 1.4\% = 53,200円$

② 令和元年度(平成31年度)の固定資産税額

なお、この土地はそのすべてが小規模住宅用地の課税標準の特例(1/6)措置の適用を受けます。

(1) 令和元年度(平成31年度)の本来の課税標準額(価格 $\times$ 1/6)を算出します。

$$32,000,000円 \times 1/6 = 5,333,333円$$

(2) 平成30年度の課税標準額を、本来の課税標準額と比較します。

$$3,800,000 / 5,333,333 \div 71.2\%$$

(3) (2)の割合が71.2%にしか達していないため、平成30年度の課税標準額に本来の課税標準額の5%分を加えます。

$$3,800,000円 + (5,333,333円 \times 5\%) = 4,066,666円$$

$$\rightarrow 4,066,000円 \quad ※(千円未満切り捨て)$$

(4) 令和元年度(平成31年度)の固定資産税額

$$4,066,000円 \times 1.4\% = 56,924円$$

## (2) 家屋に対する課税

### ① 評価の仕組み

家屋の評価については、その家屋と同じものを再建築した場合の建築費をもとに評価します。なお、在来分家屋については、その間の物価変動や建築後の年数等を考慮します。したがって、実際の建築費用や取得価格は問いません。

#### ア 新築家屋の評価

$$\boxed{\text{評価額}} = \boxed{\text{再建築価格}} \times \boxed{\text{経年減点補正率}}$$

※ 再建築価格…… 評価の対象となった家屋と同一のものを評価の時点において、その場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費です。

※ 経年減点補正率…… 家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価等をあらわしたものです。

ただし、在来分の家屋については、基準年度(3年)ごとに評価替えが行われますが、算出された評価額が前年度の評価額を超える場合は、引き上げられることなく前年度の評価額に据え置かれます。

家屋の課税標準額は、評価額と同じです。この課税標準額は、次の評価替えまで3年間据え置かれます。

#### イ 新築住宅に対する減額措置

一定の期間内に新築され、一般住宅やマンションなどの居住用家屋のうち、次の要件を満たすものは、住宅部分(一戸あたり120㎡までの部分に限る)の税額が2分の1に減額されます。

減額される期間は、一般住宅の場合、固定資産税が新たに課税されることとなった年度から3年度分(3階建以上の中高層耐火建築物は5年度分)です。

長期優良住宅の場合、固定資産税が新たに課税されることになった年度から5年度分(3階建以上の中高層耐火建築物は7年度分)です。

区 分	要 件
居 住 割 合	専用住宅や居住部分の割合が2分の1以上の併用住宅
床 面 積	居住部分の床面積が50㎡(一戸建以外の貸家住宅にあっては40㎡)以上280㎡以下であること

### 新築住宅に対する固定資産税額の計算例

次のような一戸建住宅について、令和元年度(平成31年度)の固定資産税はいくらになりますか。

・種類	専用住宅
・建築時期	平成30年8月
・構造	木造2階建
・床面積	150㎡
・令和元年度(平成31年度)価格(評価額)	15,000,000円
・1㎡当たり価格	100,000円

#### ① 新築住宅に対する軽減措置が受けられます。(3年間のみ)

- ・専用住宅である ……該当
- ・床面積要件(50㎡ $\leq$ 150㎡ $\leq$ 280㎡) ……該当

② 減額される額

$$15,000,000\text{円} \times \frac{120}{150} \times \frac{1.4}{100} \times \frac{1}{2} = 84,000\text{円}$$

減額部分          税率          減額割合

③ 令和元年度(平成31年度)の固定資産税額は、

$$15,000,000\text{円} \times \frac{1.4}{100} = 210,000\text{円}$$

210,000円 - 84,000円 = 126,000円となります。

(3) 償却資産に対する課税

① 評価の仕組み

固定資産評価基準に基づき、取得価格を基礎として取得後の経過年数に応じる価値の減少を考慮して、毎年評価します。

ア 前年中に取得された償却資産

価格 (評価額)	=	取得価格	×	( 1 - $\frac{\text{減価率}}{2}$ )
----------	---	------	---	--------------------------------

イ 前年前に取得された償却資産

価格 (評価額)	=	前年度の価格 (評価額)	×	( 1 - 減価率 )
----------	---	--------------	---	-------------

ただし、求めた額が、取得価格の5%より小さい場合は、取得価格の5%の価格が評価額になります。

- 取得価格…… 他より購入した場合は、その購入価格、また、自己の建設・製造等の場合は、その建設・製造等に要した金額をいいます。
- 減価率…… 原則として、耐用年数表(財務省令)に掲げられている耐用年数に応じて減価率が定められています。

② 償却資産の対象となるもの

会社や個人で工場や商店などを経営していたり、駐車場やアパートを貸し付けていたりするなど、事業を行っている方が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品などをいいます。

例えば、

- ・ 構築物(門・塀・舗装路面など)
- ・ 機械及び装置(工作機械・印刷機械・建設機械など)
- ・ 船舶
- ・ 航空機
- ・ 車両及び運搬具(台車・構内運搬車・大型特殊自動車など)
- ・ 工具・器具・備品(測定工具・切削工具・机・いす・ロッカーなど)

などの事業用資産です。

例えば、ミシンを家庭用として使用している場合は課税対象となりませんが、事業用として使用している場合は課税対象になります。

なお、自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車等のように、自動車税又は軽自動車税の課税対象となるものは償却資産の課税対象となりません。

## (4) 都市計画税

都市計画税は、快適なまちづくりのための都市計画事業（公園・下水道・道路などの整備）や土地区画整理事業等に要する費用にあてるために設けられた目的税です。

### 1 都市計画税を納める人（納税義務者）

都市計画税の対象となるのは、都市計画法による都市計画区域のうち、原則として、市街化区域内に所在する土地及び家屋です。

納税義務者は、当該土地又は家屋の所有者です。

### 2 税額の計算

$$\boxed{\text{課税標準額}} \times \boxed{\text{税率}(0.3/100)}$$

○ 課税標準額は、土地については、固定資産税と同様の負担調整措置があり、家屋については、固定資産課税台帳に登録された価格です。

### 3 住宅用地に対する課税標準の特例

平成6年度から住宅用地に対する都市計画税の課税標準の特例が設けられました。

住宅用地については、次により課税標準額を算出します。

(1) 小規模住宅用地

$$\text{評価額} \times \frac{1}{3}$$

(2) 一般住宅用地

$$\text{評価額} \times \frac{2}{3}$$

### 4 減額措置

固定資産税において講じられる宅地の引き下げ及び据置措置を、減額措置として講じています。

### 5 免税点

固定資産税が免税点未満のものは、都市計画税も課税されません。

### 6 納税

都市計画税は、固定資産税とあわせて納めていただきます。

## 評価替えとは？

**問** 固定資産税の評価替えとは何ですか。

**答** 固定資産税は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき固定資産の価格(適正な時価)を求め、課税されます。この価格は、社会状況等により年々変化するものです。このため、固定資産税の税負担の公平性を保つために評価を見直します。

ただ、毎年これを行うことは実務上困難であること等の理由により3年毎に行います。これを「評価替え」といいます。現在の価格は、平成30年度の評価替えによるものです。

なお、次回の評価替えは、令和3年度です。

## 地価が下がった所の固定資産税は？

**問** 地価が下がっているのに、どうして税額は下がらないのですか。

**答** 地域や土地によって評価額に対する税負担に格差がある(例えば同じ評価額の土地であっても実際の税額が異なる)のは、税負担の公平の観点から問題があることから、平成9年度以降、負担水準(評価額に対する課税標準額の割合)の均衡化を重視することを基本的な考え方とした調整措置が講じられてきましたが、平成18年度以降もこれを一層促進する措置が講じられています。

具体的には、負担水準が高い土地は税負担を引き下げたり、据え置いたりする一方、負担水準が低い土地はなだらかに税負担を引き上げていく仕組みとなっています。

## 土地・家屋を売却したとき？

**問** 私は、平成30年12月に土地・家屋を売り、平成31年2月に所有権移転を済ませましたが、5月中旬に市役所から令和元年度(平成31年度)の固定資産税・都市計画税の納税通知書が私あてに送られてきました。昨年人手に渡っているのに、私には納税義務はないと思いますが。

**答** 固定資産税・都市計画税は毎年1月1日現在の登記簿又は固定資産課税台帳(補充課税台帳)に登記または登録されている所有者に課税されます。

したがって、あなたの場合は、平成31年1月1日現在の登記簿には、あなたの名義で登記されていますので、既に売却した土地・家屋であっても、令和元年度(平成31年度)は課税されます。

ただ、現実には、当該固定資産税・都市計画税を売主・買主のどちらかが負担するかは、売買契約の時に双方でお話し合いされることをおすすめします。



### 新築後の固定資産税は？

**問** 私は平成27年9月に専用住宅(床面積120㎡、認定優良住宅以外の家屋、2階建)を新築しましたが、令和元年度(平成31年度)から税額が急に高くなっています。なぜですか。

**答** 新築の住宅に対しては、3年間の固定資産税の減額制度が設けられており、一定の要件に当たるときは、固定資産税が課税されることとなった年度から3年度分に限り、税額が2分の1に減額されます。

あなたの場合、平成28年度から平成30年度までの3年度分については、税額が2分の1に減額されていたわけですが、令和元年度(平成31年度)からは、軽減期間が経過したことにより、この措置の適用が受けられなくなり、本来の税額になったために高くなったものです。

### 家屋の評価は？

**問** 家屋の評価はどのようにして決まるのですか。

**答** 家屋の評価とは、総務大臣が定めた評価基準によって「適正な時価」を決めることです。具体的には、実地調査により、屋根・柱・壁・基礎などに使われている材料や仕上げの程度により評価します。

なお、建築された建物の請負価格や購入された金額などは、固定資産税の評価額を計算する要素には関係ありません。

### 家屋に関する諸手続は？

**問** 家屋の取壊し・売買・相続などした場合は、どのような手続が必要ですか。

**答** 家屋は、登記されている建物と未登記の建物があり、それぞれ取扱いは少し違いますが、次により手続をしてください。

○ 取壊した時

- ・登記している場合……法務局で「滅失登記」を行う。
- ・未登記の場合……市役所へ「家屋滅失届」を提出(確認の上、翌年度から課税しません。)

○ 売買・相続等をされた時

- ・登記している場合……法務局へ所有者を変更する「移転登記」を行う。
- ・未登記の場合……市役所へ「家屋補充課税台帳名義人変更届」を提出(この場合、添付書類がありますので、市役所へご相談ください。翌年度から新しい名義人に課税します。)

## (5) 軽自動車税

軽自動車税は、軽自動車やバイク等の所有者という事実に担税力を見出し、併せて道路損傷の負担金の要素、排気ガス、騒音、振動等による地域社会への影響を加味したうえで設けられた税です。

令和元年10月1日、自動車取得税(県税)は廃止され、軽自動車税環境性能割が導入されました。軽自動車税環境性能割は自動車の燃費性能等に応じて車両の取得時に課税され、賦課徴収は当分の間、県が行います。また、これに伴い、従前の軽自動車税は名称が軽自動車税種別割に変更され、軽自動車税は種別割と環境性能割の2つで構成されるようになりました。

### 1 軽自動車税環境性能割

#### (1) 軽自動車税環境性能割を納める人(納税義務者)

令和元年10月1日以降に価額50万円を超える三輪以上の軽自動車(新車・中古車)を取得した方(割賦販売などで売主が軽自動車の所有権を留保しているときは買主)

#### (2) 税率

##### ○軽自動車税環境性能割の税率表

対 象 車		税 率		
		自家用	営業用	
電気自動車 天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制10%以上低減)		非課税	非課税	
ガソリン車・ハイブリット車  (平成17年排出ガス基準75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。)	乗 用			2020年度燃費基準+10%達成
	貨 物	2015年度燃費基準+20%達成		
	乗 用	2020年度燃費基準達成	1%	0.5%
	貨 物	2015年度燃費基準+15%達成	2%	1%
	2015年度燃費基準+10%達成			
上記以外			2%	

**税額** = **車両の取得価額** × **税率** ※当分の間、車両の取得時に県が賦課徴収を行います。

令和元年10月1日から令和2年9月30日までは自家用の乗用車に限り、下記の軽減税率が適用されます。

##### ○臨時的軽減税率表(自家用の乗用車に限る。)

対象車		通常の税率	軽減税率
電気自動車 天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制10%以上低減)		非課税	非課税
ガソリン車・ハイブリット車	2020年度燃費基準+10%達成		
		2020年度燃費基準達成	1%
上記以外		2%	1%

## 2 軽自動車税種別割(従前の軽自動車税が、令和元年10月1日から名称変更されました。)

### (1) 軽自動車税種別割を納める人(納税義務者)

毎年4月1日現在で、市内に定置場のある軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車の所有者(割賦販売などで売主が軽自動車などの所有権を留保しているときは買主)

### (2) 税率

#### ○原動機付自転車及び二輪車等

区 分		年 税 額
原動機付自転車	50cc以下 (ミニカーを除く。)	2,000円
	50ccを超え90cc以下	2,000円
	90ccを超え125cc以下	2,400円
	ミニカー(50cc以下)	3,700円
二輪の軽自動車	125ccを超え250cc以下(ボートトレーラー等の被けん引車を含む。)	3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用 (コンバイン、トラクターなどで乗用装置のあるもの)	2,400円
	特殊作業用 (フォークリフト、ショベルローダーなど)	5,900円
二輪の小型自動車	250ccを超える	6,000円

※農耕作業用は、最高時速35km未満のもの

※特殊作業用は、最高時速15km以下で、車体の長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.8m以下のもの

#### ○四輪以上及び三輪の軽自動車

区 分			年 税 額		
			平成27年3月31日以前に 新車新規登録をした車	平成27年4月1日以降に 新車新規登録をした車	新車新規登録後13年を 超えた車(重課税率)
三輪 (660cc以下)			3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上	乗 用	営業用 (660cc以下)	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用 (660cc以下)	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用 (660cc以下)	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用 (660cc以下)	4,000円	5,000円	6,000円

※新車新規登録とは、自動車検査証の「初度検査年月」です。

※令和元年度(平成31年度)に重課税率が適用されるのは、「初度検査年月が平成18年3月以前」の車両です。

※電気、天然ガス、メタノール、ハイブリッド及び被けん引自動車は重課対象外です。

#### ◎軽四輪車等の軽自動車に係るグリーン化特例(軽課)について

平成30年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)に新車新規登録をした一定の性能を有する軽四輪車等(三輪以上の軽自動車)について、取得の翌年度分(令和元年度(平成31年度)分)に限り、その燃費性能に応じたグリーン化特例(軽課)を適用します。

<対象区分と軽減率>

区 分		軽 減 率
乗 用	電気自動車及び天然ガス自動車	概ね75%軽減
	2020年度燃費基準+30%以上達成車	概ね50%軽減
	2020年度燃費基準+10%以上達成車	概ね25%軽減
貨物用	電気自動車及び天然ガス自動車	概ね75%軽減
	2015年度燃費基準+35%以上達成車	概ね50%軽減
	2015年度燃費基準+15%以上達成車	概ね25%軽減

※ 天然ガス自動車は、平成30年排出ガス規制に適合するもの。または、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの。

※ ガソリン車及びハイブリッド車は、平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの。または、平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの。

※ 新車新規登録とは、自動車検査証の「初度検査年月」です。

<適用される税率>

区 分		年 税 額			
		概ね75%軽減 される車	概ね50%軽減 される車	概ね25%軽減 される車	
三 輪 (660cc以下)		1,000円	2,000円	3,000円	
四 輪	乗 用	営業用 (660cc以下)	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用 (660cc以下)	2,700円	5,400円	8,100円
	貨物用	営業用 (660cc以下)	1,000円	1,900円	2,900円
		自家用 (660cc以下)	1,300円	2,500円	3,800円

### 3 納税

納税通知書により金融機関等で納めていただきます。

軽自動車税には月割制度がありません。したがって、4月2日以降に廃車や名義変更の手続をされても、その年度分の軽自動車税を納めていただかなければなりません。

#### 軽自動車の納税証明書

二輪の小型自動車と三輪以上の軽自動車には車検があります。

車検には、その車の納税証明書が必要です。

証明書は、軽自動車税の納付書についており、その納付書で納税されますと、そのまま証明書として利用できます。

#### 4 申告

軽自動車等を所有しているかどうかは、すべて所有している人の申告に基づいて判断します。

軽自動車等を取得したり、所有者が転居した場合や軽自動車等を廃車又は売却などした場合には、15日以内に、市役所市民税課軽自動車税班へ次のとおり申告してください。

##### (1) 原動機付自転車（125cc以下のバイクなど）及び小型特殊自動車

申告の理由		申告に必要なもの						
		印鑑	住民票・ 運転免許 証等	販売・譲渡 証明書等	廃車証明 書等	標識交付 証明書等	ナンバー プレート	車台番号 が確認で きるもの (石ずり等)
新規	購入・譲受等	○	○	○	○			○ (廃車済の車 両で廃車証 明書を無くさ れている場 合)
	転入 (廃車済)	○	○		○			
	※1 転入 (未廃車) ※2	○	○			○ (転入前の区 市町村の交 付証明書等)	○ (転入前の区 市町村のナ ンバープレ ート)	
廃車	廃棄・譲渡等	○				○	○	
	転出	○				○	○	
	盗難・紛失等	○				○		
名義変更	和歌山市のナ ンバープレ ートが交付さ れている車 両	○ (新・旧の納 税義務者の 印鑑)	○			○		

※1 ミニカー及び小型特殊自動車については、次ページの表を参考にしてください。

※2 転入前の区市町村の承諾が必要です。

※ミニカー及び小型特殊自動車(新規)

種 別	申告の理由	申 告 に 必 要 な も の						
		印 鑑	住民票・ 運転免許 証等	販売・譲渡 証明書等	写 真	パ ン プ レ ッ ト 等	請 願 書	車台番号 の石ずり
小型特殊 自動車 (農作業用)	新車購入	○	○	○	○	○		
	中古車購入 ・譲渡等				(乗用装置が あることを確 認するため) ※3	(最高速度を 確認するた め)※3	○	○
小型特殊 自動車 (特殊作業用)	新車購入	○	○	○		○		
	中古車購入 ・譲渡等					(最高速度、 長さ、幅、高 さを確認する ため)※4	○	○
原動機付 自転車 (ミニカー)	新車購入	○	○	○	○		○	
	中古車購入 ・譲渡等				(輪距または 車室の構造 を確認するた め)※5			○

※3 乗用装置を有しており、かつ、最高速度が35km/h未満のものが登録可能です。

※4 最高速度15km/h以下であり、かつ、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.8m以下のものが登録可能です。

※5 輪距50cm超であるもの又は車室があるもの(側面が構造上開放されていないもの)が登録可能です。

(2) (1)以外の軽自動車等の申告は、下記に問い合わせてください。

車 種	申 告 場 所
三輪以上の軽自動車	軽自動車検査協会和歌山事務所 Tel050-3816-1846
二輪の軽自動車 (125ccを超え250cc以下のバイク) 二輪の小型自動車 (250ccを超えるバイク)	近畿運輸局和歌山運輸支局 Tel050-5540-2065

年度途中でバイクを廃車したら、税金はどうなりますか？

**問** 私は、平成31年4月20日に50ccのバイクの廃車手続きをしましたが、納税通知書が送られてきました。何かの間違いではありませんか。

**答** 軽自動車税は、毎年4月1日現在で軽自動車等を所有している人にかかります。  
したがって、年度途中で廃車しても、その年度の税金を納めなければなりません。  
あなたの場合は、4月20日に廃車の手続きをされたとのことですが、4月1日現在では所有しておられたので、その年度の軽自動車税は課税されることになります。  
なお、翌年度からは課税されません。  
また軽自動車税は、自動車税(県税)とは異なり、月割課税制度がありませんので、払戻金はありません。

転入したとき？

**問** 私は、市外から和歌山市に転入してきましたが、私の持っている原動機付自転車(市外ナンバー)について何か手続きが必要でしょうか。

**答** 和歌山市に転入されたということですが、もし、あなたの所有している原動機付自転車の主たる定置場(使用場所等)も和歌山市であれば、元の区市町村において廃車の申告(ナンバープレートの返納)をしてから、印鑑・廃車証明書等を持って和歌山市役所にて新規の申告(ナンバープレートの交付申請)をしてください。  
主たる定置場が市外になった場合は、和歌山市役所にて廃車の申告をしてから、主たる定置場の区市町村において新規の申告をしてください。

### 原動機付自転車の名義を変えるとき？

**問** 原動機付自転車(和歌山市ナンバー)の名義を変更したいのですが、どうすればよいでしょうか。

**答** 新所有者(使用者)がその原動機付自転車を使用(主に駐車)するのが和歌山市である場合は、新旧所有者(納税義務者)の印鑑・標識交付証明書等を持って和歌山市役所にて申告(名義変更)をしてください。

### 盗難にあったとき？

**問** 私の所有していた原動機付自転車(和歌山市ナンバー)が盗難にあったのですが、どうすればよいでしょうか。

**答** そのままにしておかれますと、翌年度以降も税金がかかりますので、所有者(納税義務者)の印鑑・標識交付証明書をもって和歌山市役所にて廃車申告(ナンバープレート未返納)をしてください。



## (6) 市たばこ税

市たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者が市内の小売販売業者に売り渡した「たばこ」に対してかかる税です。

### 1 たばこ税を納める人(納税義務者)

製造たばこの製造者、特定販売業者、卸売販売業者

(注) たばこの小売価格には、既に市たばこ税が含まれていますので、実際に税金を負担しているのは、たばこを買う人です。

### 2 税額の計算

$$\text{市たばこ税} = \text{たばこの売渡し本数} \times \text{税率}$$

○たばこ税の税率が下記のとおり改正されました。

(たばこ1,000本あたり)

	一般の税率	旧3級品の税率※
平成30年10月1日～	5,692円	4,000円
令和元年10月1日～	5,692円	
令和2年10月1日～	6,122円	
令和3年10月1日～	6,552円	

※旧3級品は、わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット及びウルマの6銘柄です。

### 3 申告と納税

納税義務者は、翌月末日までに、毎月の初日から末日までの間に売り渡した「たばこ」に対して算出した税額を申告し、その額を納めることになっています。

### 4 国のたばこ税と県のたばこ税

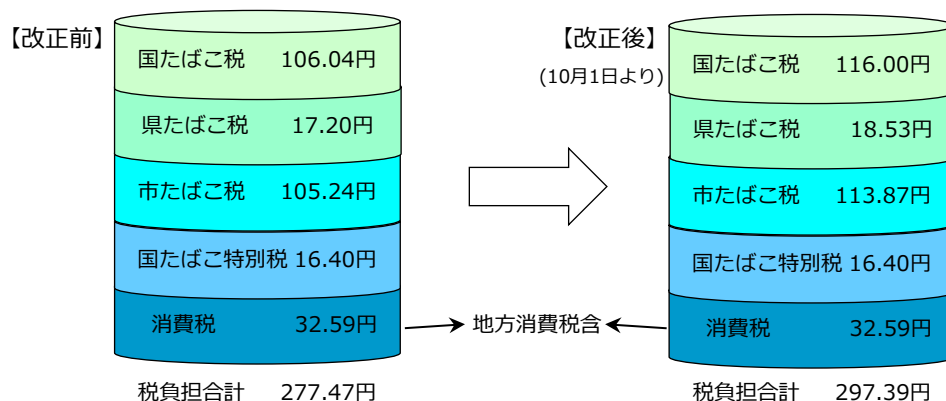
たばこには、国と県のたばこ税も課税されています。

○令和元年10月1日より、たばこ税の税率が下記のとおり改正されました。

(たばこ1,000本あたり)

	国のたばこ税		県のたばこ税	
	一般の税率	旧3級品の税率	一般の税率	旧3級品の税率
改正前	5,802円	4,032円	930円	656円
改正後	5,802円		930円	

○令和元年10月1日より、たばこ1箱(定価440円、20本入り)に占める税金の額は下記のとおりです。



## (7) 特別土地保有税

特別土地保有税は、土地についての投機抑制と土地供給の促進に資することを目的として昭和48年に創設された税です。

本税は、土地の所有に対してかかるもの(保有分)と、土地の取得に対してかかるもの(取得分)の2種類がりましたが、平成15年度の税制改正により、平成15年度以降の新規課税分について課税停止となっています。

## (8) 事業所税

事業所税は、下水道、公園、道路、教育文化施設などの都市環境の整備や改善事業に要する費用に充てるために設けられた目的税です。

昭和50年に創設され、人口30万人以上の市等が課税団体として指定されています。

区 分	事 業 所 税		
納税義務者	事務所又は事業所において事業を行う法人又は個人		
課税標準	資産割	法人	事業年度終了の日現在における事業所床面積
		個人	その年の12月31日現在における事業所床面積
	従業者割	法人	事業年度中に支払われた従業者給与総額
		個人	その年中に支払われた従業者給与総額
税 率	資産割	事業所床面積1㎡につき600円	
	従業者割	従業者給与総額の0.25/100	
免 税 点	資産割	事業所床面積1,000㎡以下	
	従業者割	従業者数100人以下	
納付の方法	申告納付		
申告納付期限	法人	事業年度終了日から2か月以内	
	個人	翌年の3月15日まで	

※ 事業所税については、市内のすべての事業所等を合算して課税されます。

### 非課税・課税標準の特例

#### (1) 非課税

国、公共法人、公益法人等が行う収益事業以外の事業、公共性が高く都市機能上必要とされる施設、農林漁業、中小企業、福利厚生、防災関係施設で一定のものなどは、非課税とされています。

#### (2) 課税標準の特例

共同組合等が本来の事業の用に供する施設、倉庫業者が本来の事業に使用する倉庫などで一定のものは、課税標準の特例により税負担が軽減されます。

### その他の申告業務

次のような場合には、申告が必要となります。(納税義務はありません。)

免税点以下の申告 ※次のいずれかに該当すれば申告が必要	・前事業年度又は前年に税額がある場合 ・事業所床面積が800㎡を超える場合 ・従業者数が80人を超える場合
事業所用家屋の貸付の申告 ※貸付を行った日の属する月の翌月の末日までに、申告が必要	事業所税の納税義務者に事業所用家屋の貸付を行う場合

詳しくは市民税課法人諸税班にお問い合わせください。

## (9) 入湯税

市内での鉱泉浴場での入湯行為に対し入湯者に課する税です。

入湯税は目的税であり、入湯税による収入は観光の振興に要する費用等に充てられます。

### 1 納税義務者と納税の方法

入湯された方が納税義務者ですが、鉱泉浴場経営者が特別徴収義務者として、入湯料金と一緒に入湯税を徴収し、市に申告納付します。

### 2 入湯税の税率

- 宿泊した入湯客 1人1泊につき 150円
- 日帰り入湯客 1人につき 75円

### 3 課税が免除される者

- (1) 年齢12歳未満の者
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- (3) 日帰り入湯客で入湯料金が1,500円(消費税及び地方消費税を除く。)以下の者
- (4) 修学旅行その他の学校教育の行事に参加する者及び引率者

## (10) 納税のご案内

### 1 市税の納付場所

(1) 和歌山市の指定金融機関及び収納代理金融機関(下記金融機関の全国にある本支店及び出張所)

[ 指 定 金 融 機 関 ]	池 田 泉 州 銀 行	近 畿 産 業 信 用 組 合
紀 陽 銀 行	み ず ほ 銀 行	ミ レ 信 用 組 合
	第 三 銀 行	近 畿 労 働 金 庫
[ 収 納 代 理 金 融 機 関 ]	南 都 銀 行	和歌山県信用農業協同組合連合会(本所)
り そ な 銀 行	三 井 住 友 信 託 銀 行	わかやま農業協同組合
関 西 み ら い 銀 行	三 菱 U F J 信 託 銀 行	なぎさ信用漁業協同組合連合会
三 菱 U F J 銀 行	き の く に 信 用 金 庫	ゆうちょ銀行又は郵便局
三 井 住 友 銀 行	商 工 組 合 中 央 金 庫	

(注) ゆうちょ銀行又は郵便局の場合、一部の納付書は近畿2府4県内のみでのお取扱いとなります。

なぎさ信用漁業協同組合連合会は、和歌山県内の支店のみでのお取扱いとなります。

詳しくは納付書をご覧ください。

※上記金融機関名は、合併等により変更される場合があります。

(2) コンビニエンスストア(下記の全国にある店舗)

M M K 設 置 店	タ イ エ ー	ミ ニ ス ト ッ プ
く ら し ハ ウ ス	デ イ リ ー ヤ マ ザ キ	ヤマザキスペシャルパートナーショップ
コ ミ ュ ニ テ ィ ・ ス ト ア	ニ ュ ー ヤ マ ザ キ デ イ リ ー ス ト ア	ヤマザキデイリーストア
ス リ ー エ イ ト	ハ セ ガ ワ ス ト ア	ロ ー ソ ン
生 活 彩 家	ハ マ ナ ス ク ラ ブ	ローソンストア100
セ イ コ ー マ ー ト	フ ア ミ リ ー マ ー ト	
セ ブ ン - イ レ ブ ン	ポ プ ラ	

※上記の名称については、合併等により変更される場合があります。

次のような納付書は、コンビニエンスストアでのお取扱いはできません。

- 取扱期限を過ぎたもの
- バーコードの印字がないもの
- 破損、汚損などによりバーコードが読み取れないもの
- 金額を訂正したもの

## 2 市税の口座振替

和歌山市では、市税の口座振替制度を設けています。納期毎に金融機関等で納付する手間が省け、納期を忘れた時でも振替口座に残高があれば振替できるので安心です。納付が遅れたため督促を受けたり、延滞金を追徴されたりする心配がありません。

取扱対象税目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産税・都市計画税</li> <li>・市県民税(普通徴収分)</li> <li>・軽自動車税</li> </ul> <p>※ただし、随時課税分は口座振替できません。 その都度納付書で納めてください。</p>
取扱金融機関	<p>市の指定金融機関及び収納代理金融機関 (1 市税の納付場所 参照)</p> <p>※ただし、商工組合中央金庫、近畿産業信用組合、ミレ信用組合、和歌山県信用農業協同組合連合会(本所)及びわかやま農業協同組合は、和歌山市内のみでの取扱いとなります。また、なぎさ信用漁業協同組合連合会は、和歌山県内のみでの取扱いとなります。</p>
申込手続	<p>「和歌山市口座振替依頼書」は、和歌山市内の取扱金融機関に備え付けていただいております。また、送付している納税通知書にも添付(ただし、ゆうちょ銀行の自動払込手続はできません。)していますので、必要事項をご記入の上、振替を希望される口座のある取扱金融機関の窓口へ提出してください。</p> <p>届出印・通帳・納税通知書(軽自動車税の場合は不要)が必要です。</p>
申込期限	<p>第1期分・全期分は納期の末日の2か月前、第2期分以降は納期の末日の1か月前</p> <p>※申込期限までに市役所納税課で受付した分が対象となります。</p>
振替方法	<p>全期納付と期別納付のいずれかを選択できます。(軽自動車税は全期納付となります。)</p>
振替日	<p>全期納付の場合は第1期の納期の末日、期別納付の場合は各納期の末日。</p> <p>(全期納付での口座振替が不能となった場合は、その年度は第2期分から期別納付での口座振替となります。第1期分については別途送付される納付書で納付してください。翌年度は全期納付での口座振替に戻ります。)</p>
口座振替納付済通知書	<p>税目ごとに、全ての納期終了後にまとめて納税義務者宛てに送付します。したがって、軽自動車税は6月に、市県民税(普通徴収分)は1月に、固定資産税・都市計画税は2月に送付します。</p>
口座振替不能	<p>口座振替不能の場合は、振替日後1～2週間以内に納付書を送付しますので、取扱期限までに納付してください。</p>
固定資産税・都市計画税の口座振替の注意	<p>代表相続手続・相続登記・共有者の変更・共有者の持分比率の変更を行うと、翌年度の口座振替は継続となりません。引き続き口座振替を希望される場合は、新しく申込みが必要です。</p>
軽自動車税の口座振替の注意	<p>軽自動車税は、納税義務者名義すべてが口座振替の対象となり、車両単位による口座振替はできません。</p>

## (11) eLTAX(エルタックス:電子申告及び電子納税)

eLTAX(エルタックス)とは、地方税の手続をインターネットを利用して電子的に行うシステムのことです。  
eLTAXは地方公共団体で組織する 地方共同法人 地方税共同機構 が運営を行っています。

詳しくはeLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。

### 1 電子申告

和歌山市では、平成20年12月15日からeLTAX(エルタックス)を利用して、地方税の電子申告等が可能となりました。これにより、以下の申告等を郵送や窓口に出向くことなく、インターネットを利用して手続を行うことができます。

税 目	申 告	申 請 ・ 届 出
	利用届出(利用者ID)必要	利用届出(利用者ID)不要
法人市民税	法人市民税の申告書	法人設立、設置届出書 異動届
個人市民税	特別徴収事業所に係る給与支払報告書等	特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書
固定資産税 (償却資産)	償却資産申告書 種類別明細書	
事業所税	事業所税の申告書 事業所等明細書 非課税明細書 課税標準の特例明細書 共用部分の計算書 事業所用家屋貸付等申告書	事業所等新設・廃止申告書

※ eLTAXでは、なりすましやデータの改ざんを防止するため、特定の発行機関や認証局が発行する電子署名(電子証明書)が必要となります。

### 2 電子納税

令和元年10月1日からeLTAX(エルタックス)を利用した地方税共通納税システムが開始されています。  
取扱税目は、法人市民税・個人市民税(特別徴収)・事業所税となっています。

### 3. 国税・県税のあらまし

#### (1) 国税

直接税	所得税	個人の1年間の所得(利子所得・配当所得・不動産所得・事業所得・給与所得・退職所得・山林所得・譲渡所得・一時所得・雑所得の10種類)にかかります。
	復興特別所得税	
	法人税	株式会社・有限会社・協同組合などの法人の所得にかかります。宗教法人などの公益法人・人格のない社団や財団などは、収益事業から生じた所得にかかります。
	地方法人税	
	地方法人特別税	法人事業税(県税)の納税義務者にかかります。
	相続税	相続や遺贈によって財産を取得した人にかかります。
	贈与税	贈与によって財産を取得した人にかかります。
間接税など	地価税	一定の土地等を保有する場合にかかります。 (平成10年分から課税は停止されています。)
	消費税	商品・製品の発売、サービスの提供などに対してにかかります。
	酒税	清酒・ビール・ウイスキーなどの酒類にかかります。
	たばこ税	たばこにかかります。
	たばこ特別税	たばこにかかります。
	揮発油税	ガソリンなどにかかります。
	地方揮発油税	ガソリンなどにかかります。
	航空機燃料税	航空機燃料にかかります。
	石油ガス税	自動車燃料用のプロパンガスにかかります。
	石油石炭税	原油・石炭・輸入原油・輸入石油製品などにかかります。
	自動車重量税	自動車の車検を受けるときなどに、自動車の重量に応じてにかかります。
	印紙税	契約書・領収証など税法に定められた文書を作成したときにかかります。
	登録免許税	不動産・船舶・会社の登記、登録、特許などのときにかかります。
	国際観光旅客税	国際観光旅客等の出国の際にかかります。
	電源開発促進税	とん税特別とん税関税



## (2) 県税

